

イスラエルに在住する邦人の皆様の中には、夏季休暇期間中に近隣の第三国への旅行や、日本への一時帰国に関心をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。ついては、ご参考までに、2020年7月17日現在、皆様が渡航可能な又は近く渡航可能となる国への渡航について、当館にて把握している手続・留意点等を下記のとおりご案内いたします。

これらの国、イスラエル側の双方において、出入国規制の内容は新型コロナウイルスの感染状況に応じて日々変わり得ます。したがって、イスラエルからこれらの国への渡航を検討しておられる方は、下記記載の手続・留意事項に留意するとともに、以下の関連リンク、当館を含むこれらの国の当地大使館・総領事館ホームページ等で最新のフライト運航状況、規制状況、公共交通機関やホテルの営業等の状況を確認した上で、渡航日程・フライト等を計画されることをお勧めします。また、配偶者やお子様在日本以外の国籍である場合には、それぞれの国への渡航に係る手続・留意事項、さらには渡航の可否自体が異なる可能性がある（特に日本への渡航に関しては、日本以外の国籍の方は、ごく例外的なケースを除き、渡航の十分事前に当館領事部に査証を申請していただく必要がある上、本国の審査で「特段の事情」があると認められない限り、日本への上陸を拒否され、査証も発給されない）点にもご注意ください。

記

1 日本

(1) ルフトハンザ (<https://www.lufthansa.com/il/ja/homepage>) がテルアビブ・羽田便（フランクフルト経由）、エール・フランス (<https://www.airfrance.co.il/>) がテルアビブ・羽田便（パリ経由）、スイス・インターナショナル・エアラインズ (<https://www.swissair.com/ch/de/>) がテルアビブ・成田便（チューリッヒ経由）、ターキッシュ・エアラインズ (<https://www.turkishairlines.com/en-il/index.html>) がテルアビブ・羽田便（イスタンブール経由）を運航。

(2) 渡航に当たっての手順・留意事項は以下のとおり。

ア 日本への入国後は、検疫所長の指定する場所（自宅、事前に自分で確保したホテル等）で入国翌日から14日間待機する必要がある、その間、空港からの移動も含め公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）の使用は不可。このため、日本渡航前に自身で、日本への入国後に待機する場所と、空港からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外。家族・親族や勤務先による送迎、自身のレンタカー手配・運転等。）を確保しておく。

イ イスラエルからの入国が制限されている乗継地（フランクフルト、パリ、チューリッヒ）の各空港では、入国を伴わないトランジットエリア内の乗継のみが原則として認められている。これに伴い、同空港では、預入荷物を一旦ピックアップして預入れし直すことはできない（入国が許可されない）ため、荷物は、テルアビブから日本までスルーチェックインで預け入れるか、機内携行手荷物としておく必要がある。

また、パリで乗継を行う場合には、事前にオンラインで記入した「国際移動適用除外証明書」

及び「新型コロナウイルスの症状がない旨の宣誓書」（フランス内務省ホームページ：<https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestation-de-deplacement-et-de-voyage>）を携行し、必要な証明書類とともに航空会社および境界検問所に提示する必要がある。

ウ 日本到着後、入国に先立ち、空港検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認、PCR 検査を行う。PCR 検査結果が陽性の場合には、医療機関への入院又は地方公共団体が指定した宿泊施設等での療養となる。検査結果が陰性の場合でも、入国から 14 日間の待機中は、保健所等による健康確認の対象となる。

到着から入国まで数時間かかる状況が見込まれるほか、予め確保した待機場所がホテルである場合には、検査結果が判明するまで(1~2 日程度要することがある。) そのホテルには移動できず、空港内又は検疫所が指定した施設等で待機する必要が生ずる。詳細は下記【参考 1】の厚生労働省ホームページを参照。

エ 空港から予め確保した待機場所まで、公共交通機関以外の移動手段（親族等による送迎、レンタカー等）で直行し、入国翌日から起算して 14 日目まで、同場所にて不要不急の外出を控え待機する（上記ア及びウ参照）。

オ イスラエルに再入国する場合、最寄りのイスラエル内務省支所にある入国管理局との間で再入国に係る手続を進める必要がある（イスラエル側は従前、この手続は渡航先の第三国に所在するイスラエル大使館・総領事館の領事部を通じて進めるとしていたが、7 月中旬以降変更された模様。）。

特に、当地駐在日本企業事務所や当地法人の被用者（社長・所長を含む。）である邦人及びその帯同家族である邦人が、一時的にイスラエル以外の第三国（日本を含む。）に出国する場合には、イスラエル再入国に際し、イスラエル内の雇用者がこの再入国に係る手続を進める必要がある。再入国許可証はイスラエル当局より当該雇用者に対して発行され、当該邦人は、イスラエルに戻るために当該第三国を出発する前に当該雇用者から再入国許可証を転送してもらい、いつでも提示できるよう所持しておく必要がある。

イスラエル側の規制・手続は急に変更され得るので、再入国予定の方は、渡航前も含め十分余裕をもって（再入国の予定日が決定した後直ちに）イスラエル国内の居所から最寄りの入国管理局に連絡の上、最新の規制内容を確認しながら再入国手続を進めておくことをお勧めする。また、イスラエル出国後に不明な点がある場合には、渡航先の第三国にあるイスラエル在外公館（大使館、総領事館）の領事部にも相談することをお勧めする。

カ イスラエル再入国の日から 14 日間、イスラエル保健省の指針（<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/guidelines-2/en-home-isolation/#homeisolation>）に従い、自宅検疫（隔離）に服する。空港から自宅まで公共交通機関の利用は不可、自宅検疫（隔離）中は食料・生活必需品の買出しを含め外出不可なので、イスラエル再入国前に、空港から自宅までの公共交通機関以外の移動手段（家族・親族や勤務先による送迎等）と、自宅検疫（隔離）中の食料・生活必需品の調達方法（家族・親族や勤務先による買出し・差入れ、スーパーマーケットのネット宅配サービスの利用等）を確保しておく。

【参考 1】

在ドイツ日本国大使館ホームページ「航空便運航状況／乗り継ぎ上の留意点」

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#06koukuubin

在フランス日本国大使館ホームページ「欧州外からのフランス入国に際する留意点／パリでの航空便乗り継ぎに際する留意点」

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_00029.html

在スイス日本国大使館ホームページ「スイスにおける新型コロナウイルス感染症」

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

厚生労働省ホームページ

－これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

－水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

駐日イスラエル大使館領事部ホームページ

<https://embassies.gov.il/tokyo/ConsularServices/Pages/consular-services.aspx>

2 英国

(1) Wizz Air (<https://wizzair.com/#/>) がテルアビブ・ロンドン (ルトン(Luton)) 便を運航。

(2) 渡航に当たっての手順・留意事項は以下のとおり (詳細は <https://www.gov.uk/uk-border-control> 参照)。

ア 英国へ到着する前の 48 時間以内に <https://www.gov.uk/provide-journey-contact-details-before-travel-uk> へアクセスし、英国での滞在情報をオンラインで登録。登録情報は、印刷するか、携帯電話に保存しておくか、英国入国時に入国審査官に提示する必要がある。

イ 英国への入国後は、事前に申告した滞在先 (自宅、友人宅、ホテルなど) において 14 日間の自己隔離が必要。なお、7 月 10 日より、リストに掲げられた国・地域からイングランドへの入国者については自己隔離の義務を免除すると発表した (スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドへの入国についてはそれぞれの地方政府が別途公表) が、現時点ではイスラエルは対象となっていない。

ウ イスラエル再入国については、上記 1(2)オ参照。

エ イスラエル再入国の日から 14 日間、イスラエル保健省の指針に従い、自宅検疫 (隔離) に服する。同指針の内容 (リンク) その他留意事項については、上記 1 (2) カ参照。

【参考 2】

在英国日本国大使館ホームページ

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 米国

(1) ユナイテッド航空 (<https://www.united.com/ja/jp>) がテルアビブ・ニューアーク便及びテルアビブ・サンフランシスコ便、デルタ航空 (<https://www.delta.com/>) がテルアビブ・ニューヨーク便を運航。

(2) 渡航に当たっての手順・留意事項は以下のとおり。

ア 米国への入国に当たっては、電子渡航認証システム (ESTA) による事前のオンライン申請・認証等の従来からの手続きに加え、入国後 14 日間、自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くこと (social distancing) が求められる。

イ イスラエル再入国については、上記 1 (2) オ参照。

エ イスラエル再入国の日から 14 日間、イスラエル保健省の指針に従い、自宅検疫 (隔離) に服する。同指針の内容 (リンク) その他留意事項については、上記 1 (2) カ参照。

【参考 3】

在アメリカ合衆国日本国大使館ホームページ

https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ニューヨーク日本国総領事館ホームページ

https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在サンフランシスコ日本国総領事館ホームページ

https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

4 欧州連合 (EU) 諸国

(1) 6 月 30 日、欧州連合理事会は、EU への不要不急の渡航に課されていた一時的な制限を段階的に緩和する勧告を採択した。EU 加盟国は 7 月 1 日より以下の第三国 (注 1) の住民に対する対外国境での渡航制限の解除を開始すべきとされた。

(注 1) アルジェリア、オーストラリア、カナダ、ジョージア、日本、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーランド、ルワンダ、セルビア、韓国、タイ、チュニジア、ウルグアイ、中国 (措置の相互性が確認された場合)

(2) 同リストは 2 週間ごとに見直し、必要に応じて改定するとされているが、現時点で、イスラエルが制限解除の対象として見直されたとの情報はない。このため、イスラエルから EU 加盟国への渡航には、原則として制限が引き続き課されており、当地在留邦人のこれらの国への渡航は、基本的に不可能 (詳細については、渡航を検討している各 EU 加盟国の内務省・外務省、同国のイスラエル大使館のホームページ等で要確認。キプロス及びギリシャについては、下記 5 及び 6 参照。)

【参考 4】

駐日欧州連合代表部

https://eeas.europa.eu/delegations/japan/81831/node/81831_ja

5 キプロス

当地でキプロスへの渡航の可能性が報じられたこともあったが、7月初旬以降、少なくとも当地在留邦人の当地からキプロスへの渡航は、基本的に不可能となっている。すなわち、キプロス政府は、出発地各国を感染状況に応じたカテゴリー別に分類し、入国の際に必要な措置を示しているが、その中でイスラエルは、7月初旬以降、カテゴリーC（＝キプロス市民、同市民の外国籍の配偶者及び未成年の子、キプロスの法定居住者、ウィーン条約該当者（キプロスに駐在・赴任する外交官・領事等）、キプロス政府が許可する者に限ってキプロスへの入国が許可）に分類されている。このカテゴリーは各国の感染状況に応じて随時更新されるとされているが、現時点で、イスラエルのカテゴリーが見直されたとの情報はない。

【参考 5】

在キプロス日本国大使館ホームページ

https://www.cy.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

6 ギリシャ

(1) ギリシャ政府は、7月1日、EUが発表した感染が抑制されている国々のリストに基づき入国制限の緩和を決定した。その後もギリシャ政府は、随時対象国の拡大等の見直しを行っているが、現時点でイスラエルが対象となったとの情報はなく、当地在留邦人の当地からギリシャへの渡航は、基本的に不可能。

(2) なお、EU域外からの直行便再開について、ギリシャ政府は、7月末から到着前72時間以内にPCR検査（注2）を受け、陰性の証明書の提出を義務づけることを条件に、再開を検討するとの情報もある。

（注2）イスラエル国内で海外渡航等の目的で検査を受けることが可能な公認検査機関として当館が把握しているのは、テルアビブ市内のイヒロフ病院(Executive Health Program)（<https://www.tasmc.org.il/sites/en/Executive-Health-Program/Pages/Executive-Health-Program.aspx>、電話：03-6973716）のみ。日～木の13:00～14:00、事前予約要。新型コロナウイルス感染症状（熱、咳、味覚障害等）がないことが検査実施の条件、旅券の持参要。756シケル。検査結果判明まで48時間かかる。

【参考 6】

在ギリシャ日本国大使館ホームページ

https://www.gr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

7 トルコ

(1) トルコ外務省からの通知によると、外国人の空路、陸路（イランとの陸路国境を除く）及び海路によるトルコへの入国／出国に関する新型コロナウイルス関連の制限は、関係当局により定められた／定められる予定の対策に従うことを条件として、解除された。

(2) トルコへ入国する者は、情報フォームの記入を求められる。同フォームは、トルコへのフライト内で搭乗者に配布され、空港到着時にサーマル・カメラとチェックポイントを通過し、感染症の症状が見受けられなければ、同フォームを入国警察官に提出の上、入国する。

(3) 日本国籍保持者による本邦行きフライトへのイスタンブール乗継ぎについても、制限は確認されていないが、本邦以外の国への乗継ぎについては、渡航先国がトルコからのフライトの搭乗客の入国を認めるかどうか、事前に航空会社や在トルコの渡航先国大使館／総領事館等に確認しておくことが求められる。

(4) イスラエル再入国については、上記1(2)オ参照。

(5) イスラエル再入国の日から14日間、イスラエル保健省の指針に従い、自宅検疫（隔離）に服する。同指針の内容（リンク）その他留意事項については、上記1(2)カ参照。

【参考7】

在トルコ日本国大使館ホームページ

https://www.tr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在イスタンブール日本国総領事館ホームページ

https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html